

埼玉県立精神保健福祉センター委託等契約業者選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県立精神保健福祉センター（以下「精神保健福祉センター」という。）の契約の相手方となる業者の適正な選定を図るため、精神保健福祉センター委託等契約業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、契約の相手方となる業者の選定及び一般競争入札の参加資
に
関し、必要な事項を審査する（埼玉県財務規則第102条の2に定める金額以下のものを除く。）。

(構成)

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 副センター長
- (2) 管理業務部長
- (3) 総務・管理担当主査

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、前条第1号の者とする。

2 副委員長は、前条第2号の者とする。

3 委員長は、会議を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、これを代理する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、第3条に定める者以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務・管理担当において処理する。

(会議録)

第7条 総務・管理担当は、会議録を会議の日から遅滞なく調製して構成員に

対して報告を行い、これを5年間保存するものとする。

2 委員長は精神保健福祉センター長に対し、会議の結果を報告するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 埼玉県立精神保健総合センター指名業者選定委員会設置要綱（平成2年4月1日）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。